

民事訴訟法の改正とその影響

研究員 荒木由起子

- ・はじめに
- ・改正の背景と経緯
- ・改正の要点
- ・米国の制度との比較
- ・民事訴訟法改正による今後の変化
- ・残された課題

・はじめに

平成8年(1996年)6月、約70年ぶりに民事訴訟法が改正され、平成10年1月1日に施行された。改正作業は、「民事訴訟を国民に分かりやすく、利用しやすいものとし、(検討事項補足説明P.1、要綱試案補足説明P.1等)することを目標として、5年あまりの歳月をかけて行われた。

訴訟手続法である民事訴訟法は、実体法に比べその内容が注目を浴びることは少ないが、証拠の提出方法や裁判官の職権など、民事訴訟の帰趨を決する事項に関する重要な法律である。本稿では、民事訴訟法改正の内容を概観し、その実務的な影響について検討する。

・改正の背景と経緯

1. 改正の必要性

民事訴訟法改正の必要性としては、次の3点が指摘されてきた。

(1) 社会の変化とのギャップ

現行民事訴訟法は大正15年の全面改正以来、その当時の構造を現在も維持している。その間、社会的変化や経済の発展にともない民事紛争が複雑化・多様化しており、現代社会にあった民事訴訟手続が求められるようになった。

(2) 訴訟の迅速化・訴訟費用抑制の要請

日本では民事裁判に時間と費用がかかりすぎるとの内外の批判が強い。これが一因となって、国民の司法離れが進んでおり、民事訴訟を国民にわ

かりやすく、利用しやすいものとする必要が強まってきた。

(3) 運用による改善の限界

上記の弊害を解決するため、実務レベルでは裁判所や弁護士による運用改善を目指した動きが活発化している。しかし、現行法の枠の中での改善には、自ずと限界があり、立法的解決が求められていた。

このような背景のもと、「民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものとし、訴訟手続の規律を現在の社会の要請に適った適切なものとする」ことを目標として、改正作業が進められた。

2. 改正のプロセス

今回の改正には、平成2年7月の法制審議会民事訴訟法部会での改正の決定から、平成8年6月18日の新民事訴訟法成立まで、6年近くの時間が費やされた。このプロセスは、次のような点で特徴的なものであった。

(1) 5年間の期間設定

作業着手当初より、およそ5年をめどに要綱を提出することが目標とされ、最終的には5年あまりで要綱案の提出、法律改正にいたった。最終段階では積み残しとされた部分も多いが、これは、今回の改正が、審議がまとまらず廃案となることを恐れ、完全な改正とはならなくても期間内に議論をとりまとめて改正を行うことを優先したためである。今回保留となった事項については、引き続き議論を重ね、適宜改正を行っていく必要があると指摘されている。

(2) 各界の意見聴取

改正にあたっては、以下の各時点で検討事項や改正要綱案、その説明等が公表された。それぞれの過程で産業界や消費者団体等から意見が聴取され、それらが法案に反映された。このような、改正の過程での様々な方面からの意見聴取は、今後

の法律改正や立法でも、プロセスの一部として取り入れられていくと見込まれている。

平成3年12月	「民事訴訟手続に関する 検討事項」 「民事訴訟手続に関する 検討事項補足説明」
平成5年12月20日	「民事訴訟手続に関する 改正要綱試案」 「民事訴訟手続に関する 改正要綱試案補足説明」
平成8年2月2日	「民事訴訟手続に関する 改正要綱案」
平成8年2月26日	「民事訴訟手続に関する 改正要綱」

(3) 行政文書の提出義務に関する特例

改正の審議の過程でもっとも注目を集めたのが、公務員の職務上の秘密に関する文書の提出について、「当該監督官庁の承認を要する」としている点である。今回の改正では、文書の保有者が文書提出を義務づけられる範囲が拡大され、一部の例外的な文書についてのみこの適用除外となる（後述「2. (1) 文書提出義務の一般化」）。行政文書は当初の要綱試案では他の文書と同様に、提出義務の対象となるとされていたが、平成7年の審議の過程で、官庁からの要請により、自己使用文書や企業秘密と同様に行政文書を例外とする以下の規定が要綱案に盛り込まれた。

原案220号

四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次のいずれにも該当しないとき。

イ (略)

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出について当該監督官庁（衆議院又は参議院の職員の職務上の秘密に関する文書については内閣）が承認しないもの（以下略）

（ただし、承認を拒めるのは「公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」に限られる（原案222条2項による原案191条2項の準用）。）

この案は、そのまま新民事訴訟法案の内容となった。しかし、国会での審議の過程でこの部分の修正を求める議論が相次ぎ、結局行政文書の取り扱いを先送りする形で法案が修正され、6月18日に新法が成立した。修正された法案では、以下のように文書提出義務の対象となる文書から括弧書きで行政文書が除外され、さらに付則27条で「情報公開法の検討と並行し、公布2年をめぐりに立法的措置を講じる」こととされた。

四 前三号に掲げる場合のほか、文書（公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を除く。）が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
（以下略）

このように、法案審議の最終段階で官庁からの修正がはいり、その修正なしでは法案を提出できないという状況になった点は、法案審議のプロセスに課題を残すこととなった。

改正の要点

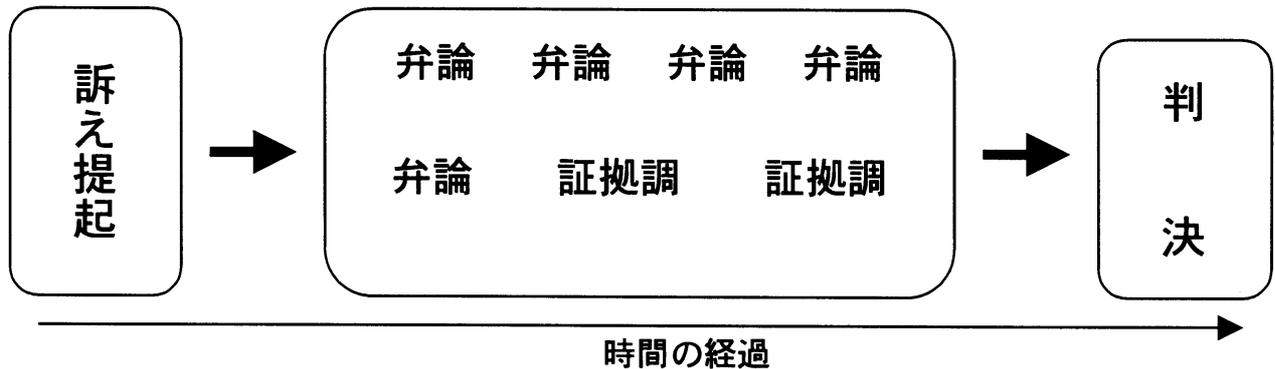
今回の改正は、1. 争点整理手続の整備、2. 証拠収集手続の拡充、3. 少額訴訟制度の創設、4. 最高裁判所への上告制限が4つの柱となっている。とくに、1. と2. による集中審理は、今後の日本の民事訴訟を大きく変える可能性を持つ。

このほか、5. 選定当事者制度の整備や6. 賠償金額の裁判官による裁量認定、7. 定期金賠償制度の導入も、実務にインパクトを与える変更点である。

1. 争点整理手続の整備

現行の民事訴訟手続では、当事者の新たな主張や陳述が口頭弁論の終結まで絶えることがない。そのため、裁判官の手持ち事件数が多いという事情もあり、1月～3月に1回の口頭弁論期日に当事者がそれぞれの準備書面に基づいて陳述するだけという、非効率的な審理の進め方が中心となっている。

《図表1》従来の訴訟進行イメージ（五月雨式）

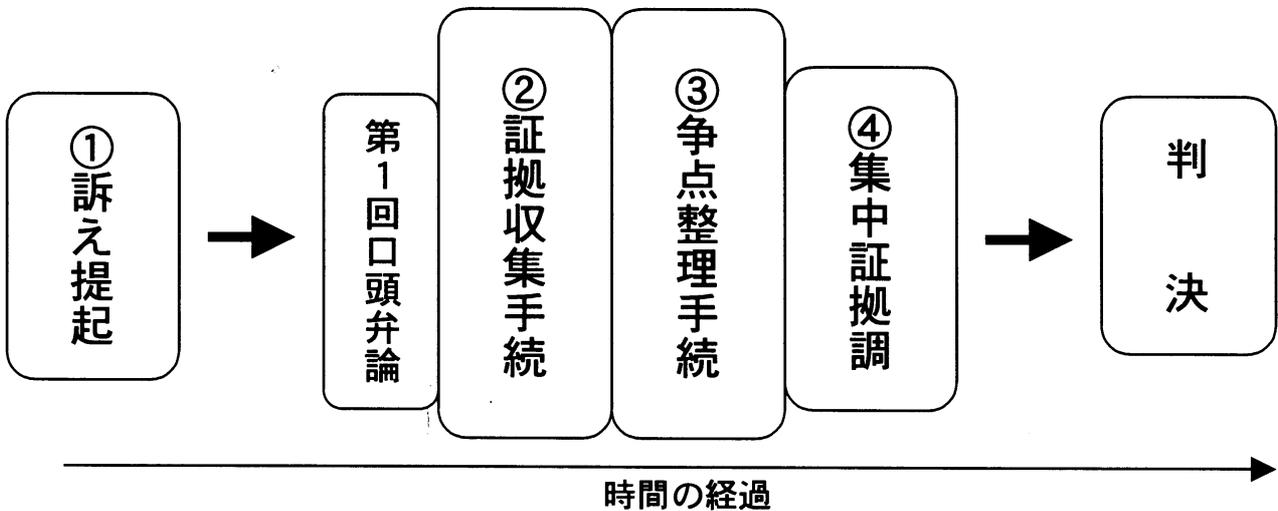


このような五月雨式の審理を回避し、効率的な審理を進めるため、実務では早期に裁判所と当事者が意見交換を行い争点を明確にする試みが行われてきている。とくに、裁判官と当事者が裁判官室等で事件についての実質的な討論や話し合いなどを行う、弁論兼和解という手続は急速に普及していたが、根拠となる規定が不明確で、手続の公

平性に問題があると指摘されていた。

新法では、従来の争点整理手続を整備し、あらかじめ争点を明確にして必要な証拠を整理し、証人尋問や当事者尋問を争点に絞って集中的に行うことで、訴訟の適正・迅速な解決をはかろうとした（《図表2》争点整理手続）。

《図表2》新法での訴訟進行イメージ（集中審理）



争点の整理のための手続としては、次の3つが規定されており、それぞれの事案の性質・内容に応じて使い分けられる。このうち(2)の弁論準備手続は現行法でも規定されているが、実際はあまり用いられていなかった。今回の改正では準備的口頭弁論、書面による準備手続の制度が新設され、事案の性質に応じ効率的に準備手続を進められるようになった。

(1) 準備的口頭弁論（164条以下）

口頭弁論の方式で、公開の法廷において争点等の整理を集中的に行う。この方式は、労働事件や薬害訴訟など、公開が望ましい社会的影響の大きい事案や、多数当事者訴訟で用いられる。準備的口頭弁論以外の手続を行うときは、裁判所は当事者の意見を聞くこととされている。

(2) 弁論準備手続(168条以下)

口頭弁論期日前に、原則として対席・制限的公開で、争点と証拠の整理を行う。現在ほとんど利用されなくなっている現行法の同手続の不備・欠陥を改め、従来明文規定がないまま実務で形成されてきた「弁論兼和解」手続の要素を取り込んだ手続で、今後は争点整理手続の主流になるとみられる。

「弁論兼和解」手続は非公開であり、また必ずしも当事者双方が出席の上で手続が行われておらず、公開主義や双方審尋の原則が骨抜きになるという問題点が指摘されてきた。新法での弁論準備手続は、両当事者出席、一般非公開で進められる。憲法が保障する裁判の公開主義(憲法82条)との関係で問題があるとの批判があるが、この点については裁判所が相当と認める者の傍聴を許しつつ、当事者が要請した関係者には公開する「関係者公開」の考え方をとることにより対応している。

(3) 書面による準備手続(175条以下)

当事者の出頭なしで行われる争点の整理手続である。従来、遠隔地の当事者であってもたとえば5分間の証拠提出のため法廷に出向く必要があったが、今回の改正で書面および会議電話ですませられるようになった。

2. 証拠収集手続と証拠調べの拡充

現代型訴訟といわれる、医療過誤や製造物責任、公害訴訟などでは、構造的に証拠が被告に偏在しており、現行法のもとでは被害者の証拠収集がきわめて困難であるとの批判が強かった。今回の改正では、このような要請に応じて、相手方や第三者の手中にある証拠を収集するための方途の拡大、充実を以下のような形ではかった((1)~(3))、《図表2》証拠収集手続)。また、証拠調べも一定期限内に集中して行い((4))、《図表2》集中証拠調べ)、証拠の提出期日のある程度区切ることで((5))「随時提出主義」から「適時提出主義」への変更)訴訟進行の効率化を進めた。

(1) 文書提出義務の一般義務化

従来は、文書提出義務の対象となる文書、すなわち文書提出命令がかけられる文書は以下の通り限定列挙されていた。

- a. 当事者が訴訟において引用した文書
- b. 拳証者が引き渡し・閲覧請求権を持っている文書
- c. いわゆる利益文書(拳証者の利益のために作成された文書)・法律関係文書(拳証者と文書所持者との間の法律関係に基づき作成された文書)

証拠が一方に偏在しがちな現代型訴訟において、これだけでは両当事者の公平が計り得ないことから、最近の裁判例や学説では、提出義務のある文書の範囲を拡大して解釈しようとしてきた。しかし、見解の対立や解釈の限界もあり、十分に対応し切れていなかった。

このため、新法では一般的な文書提出義務を定め、例外として一般義務の対象外となる文書を規定した。すなわち、原則と例外が逆転し、従来は提出義務のある文書が条文に規定のあるものに限定されていたのに対し、新法では条文で適用除外の規定のある文書のみ、提出義務を例外的に免れることとなった。具体的には、公務文書、刑事訴追事項、守秘義務事項、企業秘密の記載されている文書、自己所有文書がこの例外に当たる。

第220条(文書提出義務) 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書をみずから所持するとき。
- 二 拳証者が文書の所持者に対しその引渡又は閲覧を求めることができるとき。
- 三 文書が拳証者の利益のために作成され、又は拳証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書(公務員又は公務員であった者がその職務に関し保管し、又は所持する文書を除く。)が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第196条各号に掲げる関係を有するものについての同上に規定する事項が記載されている文書*
 - ロ 第197条第1項第2号に規定する事実又は同項第3号に規定する事項で、黙秘

の義務が免除されていないものが記載されている文書* *

ハ 専ら文書の所有者の利用に供するための文書

- * 証言拒絶事由にあたる事項（親族等が刑事訴追を受ける事項等）が記載されている文書
- * * 企業秘密・弁護士や医師の守秘義務事項等が記載されている文書

今後は、どこまでが「企業秘密」、あるいは「自己使用文書」にあたるかが、実務上の焦点となる。これらの多くは、現行法でも提出義務の対象となる文書の例外として判例上認められてきたため、過去の例が参考になる部分も多いが、どこまでが適用除外の範囲となるかは現時点では不明確である。たとえば、個人の日記帳や会社内部の事務処理のための文書などは「自己使用文書」に当たるが、それ以上にどこまでの文書が含まれるかは議論の余地があり、今後実務と判例の集積により定まっていくであろう。

ある文書が文書提出義務を免れるか否かの判断は、裁判官が非公開で行う。この手続は、裁判官室（＝camera；カメラ）で行われることとなるため、「イン・カメラ手続」と呼ばれる。裁判官の判断で提出義務がないとされた文書は、証拠として提出する必要はない。しかし、その場合、実際にその文書を読んでも裁判官はその文書を証拠として勘案してはならず、心証を消して判決を書くことになるが、現実的にそれが可能かどうかは疑問は残ると指摘されている。

（２）文書提出命令の整備

従来の規定では、文書提出命令の申立を行うには文書の表示と趣旨を特定しなければならなかったが、相手方の所有する文書にどのようなものがあるかを把握できず、実際には文書提出命令の申立をできない状況が生じていた。そのため、今回の改正では、文書提出命令を申し立てるには情報が不足している文書について、文書の特定の程度を緩和する文書特定手続を新設した。この手続では、一定の場合には「申立時に文書の所有者がその申立にかかる文書を識別することができる事項

を明らかにすれば足りる」として、申立時に要求される文書の特定の要件を緩和した。

さらに、当事者が文書提出命令に従わない場合などで、かつ、その文書によって証明しようとする事実を他の手段によって証明することが著しく困難である場合には、その事実に関する相手方の主張を真実と認めることができるとしている（224条）。現行法上も文書提出命令に従わない場合は「裁判所ハ文書ニ関スル相手方ノ主張ヲ真実ト認ムルコトヲ得（現行法316条）」とされているが、判例上この規定により真実と認めることができる主張の範囲は、文書の性質、内容についてのみであり、その証拠により証明しようとする事実まで真実と認める趣旨ではないとされていた。このような解釈では、制裁としての実効性に乏しかったため、新法では不提出の効果を厳格化した。

また、第三者が文書提出命令に従わない場合の過料の上限が、10万円以下から20万円以下に引き上げられた。このように、新法では文書提出命令に従わない場合の措置を厳格化することで、法の実効性を担保しようとしている。

（３）当事者照会制度の新設

当事者照会制度は、当事者が「訴訟の係属中」、「相手方」に対して主張・立証を準備するにあたって必要な事項について、「相当な期間」を定めて回答するよう「書面」で照会できる制度である（163条）。裁判所を通じず、直接訴訟の相手方に対して質問書を送付し、回答を求めることができ、簡易な情報収集手段として用いることができる。

ただし、以下の事項については、相手方は回答をする必要はない。

- a．具体的又は個別的でない照会
- b．相手方を侮辱し、または困惑させる照会
- c．すでにした照会と重複する照会
- d．意見を求める照会
- e．相手方が回答するために不相当な費用または時間を必要とする照会
- f．証言を拒絶できる事項に関する照会

これらに該当するかどうかの判断は被照会者が行うため、照会をしても回答を得られる保証はない。さらに、回答すべき事項に対して回答しな

かった場合でも、制裁や罰則規定は存在しない。ただし、回答すべき事項に対して被照会者が回答しなかった事実は、一種の「不熱心訴訟」と見なされ、裁判官の心証の範囲内で被照会者に不利に顧慮されることとなる。

実務上留意が必要なのは、当事者照会で得られた回答内容が後の手続で証拠として用いられることがありうるという点である。たとえば、弁護士を依頼する前に受領した照会状に対して、企業が弁護士に相談せずに回答した内容が、後にその企業に不利な証拠として働くこともあり得るので、回答には慎重を期す必要がある。

(4) 集中証拠調べ

現行法の手続では、攻撃防御方法は原則として口頭弁論の終結に至るまでいつでも提出できる（随時提出主義）とされていた。しかし、新法では随時提出主義から適時提出主義に切り替わり、また、集中証拠調べを採用して、証人および当事者本人の尋問は、できる限り争点及び証拠の整理が終了したあとに集中して行わなければならないものとした（182条）。

集中証拠調べは、複数の人証を1回の期日（半日から1日）で集中して取り調べを行う手続である。本人の矛盾する主張をその場で問いただしたり、証言の食い違う証人を一騎打ち（対質）させるなど、連続して取り調べを行うことで効率的に審理を進め、裁判官がより鮮明な心証を得ることができる。

当事者としては、その場で反対尋問をしなければならないなど、事前準備や当日の戦略、複数の弁護士との連携が重要になってくる点で負担が増えるともいえるが、これにより裁判による拘束時間と訴訟の期間が短縮されることは、多くの訴訟参加者にとって望ましいことであろう。

(5) 「随時提出主義」から「適時提出主義」への変更

これまで、証拠は「随時」提出することとされており、これが訴訟遅延の一因となっていた。改正法ではこれが「適時」提出主義、すなわち、争点整理手続との関係で一定に区切られた期間内に提出することとされる。

いずれの争点整理手続においても、手続の終了の際にはその後の証拠調べによって証明すべき事実を裁判所と当事者の間で確認することとされており、これより後に攻撃防御方法を提出した場合には相手方の詰問権と当該当事者の説明義務が生じる（167、174、および178条）。

3. 少額訴訟手続の創設

訴訟額が低額な場合、弁護士が訴訟を引き受けず、また、裁判を起こしても訴訟費用の点から割に合わないことが多い。このため、従来低い金額を争う紛争解決では被害者が泣き寝入りすることが多く、また暴力団等がその資金源として解決を請け負うこともあった。

このため、今回の改正で、訴額30万円以下の金銭支払請求訴訟について、きわめて簡略化した少額事件手続を設け、民事訴訟による解決を得易くした。原則として審理は最初の口頭弁論日に完了し、弁論終結後直ちに判決が言い渡される。

この手続では原則として控訴はできないが、不服の場合には異議申し立てにより通常の審理を受けることができる。

少額訴訟手続では、一日ですべてが決せられるため、当事者の訴訟準備の程度が判決に大きな影響を与える。企業としては、被告となりうる事案について、普段から文書の管理・保管を系統的に行うことが、ますます重要になってくる。

4. 最高裁判所への上告制限

現行法上、上告理由としては、憲法違反や理由不備などの重大な手続違反の他、原判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反が規定されており、広範囲での上告が認められている。このため、最高裁判所は実質的に上告理由のない上告事件の処理に忙殺され、本来の機能である憲法判断および法令解釈の統一を十分に行うことができない状況となっている。

今回の改正では、まず上告を高等裁判所への上告と最高裁判所への上告に区別し、このうち最高裁への上告については上告理由を制限するとともに、新たに上告受理の申し立てという制度を設けた。

最高裁判所への上告理由は、憲法違反と絶対的の上告理由に限定された。高等裁判所への上告事由

には、これに従来通りの「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反」が含まれる。ただし、この「法令違反」については、「上告受理の申し立て」を最高裁判所に対して行うことができ、最高裁判所は裁量で上告審として事件を受理することができる。これはアメリカ法に倣った「裁量上告制度」で、このように法令違反のうちとくに重要なもののみを最高裁判所が選択してとりあげることで、最高裁判所の負担はかなり軽減されると期待できる。

5. 選定当事者の利用の容易化

選定当事者制度とは、「共同の利益を有する多数の者が共同訴訟人となるべき場合に、その中の一人または数人を選定し、この者に当事者として訴訟を進行させることにより、訴訟手続の単純化と迅速化を図ること」（小林秀之著「新民事訴訟法の要点」）P. 47）を目的とした制度であり、現行法47条に規定が存在する。しかし、大正15年の制定以来、厳格な授権の要件などのため、この制度はほとんど用いられなかった。

今回の改正過程では、個々の被害額は少額であるが共通の被害者が多数存在する、「拡散的利益」をめぐる訴訟において、権利実現の実効性を高める趣旨で、この規定の拡充が検討された。

新法では、他人間に訴訟が継続している場合には、選定当事者、選定者と共同の利益を有する者で、当事者となっていない者は、その選定当事者を自己のためにも選定当事者として選定することができる。仮に、AがBとの共通の利益を持っており、Bがその利益に関する訴訟をすでに開始しているとする。従来方式では、AがBを選定当事者とする場合、いったん選定者Aは自己の名で訴訟を提起し、これについてBの訴訟との併合を受けた後、Bを選定当事者として選定し、Aがその訴訟から脱退するという手続が必要となる。これに対して、新たな制度のもとでは、Aは訴訟継続中のBを訴外から直接選定当事者に選定することで訴訟に参加できるようになる。選定当事者が新聞等で広告を行って選定者を募集することも可能となる。このように、新たな選定当事者制度は、米国のクラスアクションのような少額多数被害の救済へつながる制度となりうる。

6. 賠償額の裁量認定

判例は、損害賠償請求訴訟における原告の証明責任について、「原告は損害の数额をも立証すべき責任を負う」、すなわち、損害額までが原告の立証責任の範囲となるとの立場をとっていた（最判昭28・11・20民集7巻11号1229頁）。このため、独禁法違反を理由とするいくつかの損害賠償請求訴訟では、原告が損害額（＝カルテル等の不正競争行為がないと仮定した場合の小売価格と、実際の小売価格の差額）の立証ができず、請求が棄却された。

ただし、一般的な賠償請求訴訟の裁判実務では、慰謝料などの金額について、裁判所が妥当と考える金額を示せば足りるとしている。また、幼児が交通事故で死亡した場合の逸失利益などにつき、判例は「算定不可能として一概に請求を排斥するべきではない（最判昭和39・6・24民集18巻5号874号）」としている。学説もこの考え方は基本的に支持しており、最近では損害額の算定に際して裁判所の裁量の余地を公定する見解も登場している。

このような考え方を踏まえ、新法では「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は……相当な損害額を認定することができる」と規定した（248条）。この規定により、損害が生じたことは明白であるのに損害額が算定できないため請求を棄却したり、損害額を少額に認定するなどの、原告に不当に不利益な事態が回避される。

7. 定期金賠償

わが国では、損害賠償の支払方式については、「損害賠償は金銭賠償を原則とする」（民法722条1項による同417条の準用）と規定されるにとどまり、その他の支払方式についての定めがなかったが、定期金賠償は判例・学説で認められてきた。今回の改正で「定期金賠償の変更判決」に関する規定が明文化され、定期金賠償のシステムが認知されたといえる。

定期金賠償では、賠償を命じる判決の基準時以降に後遺症が発生したり、あるいは固定したとみ

られていた後遺症が治癒したり、インフレが著しく進行した場合など、当初の判決金額が事後的に実状にそぐわなくなることがあり得る。この金額を変更するには、従来は追加請求の別訴や請求異議の訴えによる修正・対応が必要とされていた。

今回の改正では、定期金賠償を命じた確定判決に対する変更判決についての規定が新設され、「口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合に、変更を求める訴えを提起し、給付額の増額または減額を求めることができるようになった。

．米国の制度との比較

1．ディスカバリ（discovery：証拠開示）と文書提出義務

ディスカバリは、トライアル（正式事実審理）の前にその準備のため、法廷外で当事者が互いに事件に関する情報を開示し収集する手続で、その許容範囲の広範さが特徴の一つである。1970年代半ばから、ディスカバリの濫用による弊害（費用と時間の浪費、負担の増大による弱者の訴訟追行断念）が指摘されるようになった。

日本の文書提出義務の一般化に関しては、米国のディスカバリとの対比から、濫用による弊害が懸念されている。しかし、ディスカバリが裁判所を通さず当事者間で行われるのに対し、文書提出義務は裁判所の命令によって課されること、また、ディスカバリの範囲が証拠のみでなく争点、事実、証拠に関するすべてを対象とするのに対し、文書提出義務は証拠調べが必要な文書についてのみ認められることなど、日本の文書提出命令義務は米国に比して極めて制限的なものであり、濫用のおそれはあまりないと見られる。

2．質問書（interrogatories）と当事者照会

当事者照会制度は、米国のディスカバリにおける質問書制度と類似した制度である。米国の制度においては、同じくディスカバリ上の重要な証拠収集手段である口頭質問による証言採録

（depositions）を比較して、質問書による証拠収集は安価で効率的な手段であるが、相手方に十分な準備をさせる点が短所であると指摘されている。近年はやはりその濫用が問題となっており、質問項目数の制限など歯止めとなる制度が導入されている。日本の当事者照会制度との相違は、米国の制度では回答しない場合の制裁規定が存在する点である。

この制度についても、両当事者の濫用による訴

訟手続の混乱が懸念されているが、米国のような戦略的な訴訟形態が浸透しない段階では、日本で当事者照会が濫用されるとは考えにくい。むしろ、米国のような強力な証拠収集制度がない日本では、当事者照会制度の担う役割が相対的に大きいと思われる。

3. クラス・アクションと選定当事者訴訟

クラス・アクションは、米国の民事訴訟において重要な役割を果たしている多数当事者訴訟の類型の一つである。この類型の訴訟では、共通の利害を有する多数人の集合（＝クラス）のうちの一人名ないし数人が、自らその集合の属する全員を代表すると名乗り出て、全員のために訴訟追行を行い、その判決の効果はクラスの構成員全員に及び、個別の授權行為なしに全員のための訴訟を行うことができる点が、選定当事者訴訟との最大の相異点である。米国では、クラス・アクションは、証券取引法、独占禁止法違反の損害賠償を求める訴訟などの他、人種差別差し止め訴訟、消費者訴訟でも活用されており、企業にとっての脅威となっている。

クラス・アクションの要件としては、全員を当事者として併合することが困難であること、共通の争点が存在すること、代表当事者の請求ないし抗弁がクラスの構成員の典型であること、代表当事者がクラス構成員全員の利益を公正かつ適切に守ること、の4つが、連邦民事訴訟規則23条aに定められている。この要件のもと、同条bに定められた3種の紛争類型の1つに当てはまる場合に、クラス・アクションは許容される。クラスに属する全員の指名を掲げること、人数を示すことも必要ではないが、クラスの範囲は確定可能でなければならない。

一方、日本の選定当事者制度では、選定者による選定当事者の選定の意思表示が必要であり、個々のメンバーの承諾なしにクラス構成員全員を代表する訴訟を起こすことができる米国のクラス・アクションの制度とは全く異なる。しかし、選定当事者制度手続の簡素化により、共通の小さな損害を集積し、その責任の追及を行う方策ができたという点で、日本版のクラス・アクションという表現が用いられることが多い。

・民事訴訟法改正による今後の変化

1. 訴訟の進行の集中化・迅速化

争点整理と集中証拠調べによる審理の集中化と、遠隔地からの書面やテレビ電話による参加などの合理化によって、口頭弁論前の手続は飛躍的に効率化される可能性がある。実際には今後の訴訟運営にかかっており、これまでの流れが法律の改正によって突然分断され新しい制度に変わることは考えがたいが、従来の五月雨式審理は徐々に姿を消していくこととなる。

また、最高裁判所への上告事由の制限により、実質的に裁判は高等裁判所で終結することとなり、その点でも訴訟全体の期間は短縮されることになる。

2. 訴訟提起の容易化

とくに製造物責任（PL）訴訟などの現代型訴訟にインパクトが大きいのが、証拠収集手続の拡充である。従来、PLや公害などの「消費者対大組織」といった構図の訴訟では、消費者に証拠収集の手段がなく、訴訟の提起自体が難しかった。しかし、当事者照会制度の創設や文書提出義務の一般化により、消費者は以前より広範な証拠収集手段を得たことになる。必ずしも消費者の地位が飛躍的に向上したとは言えないが、消費者の訴訟遂行の一助となることは確かであろう。

また、選定当事者制度や少額訴訟制度により、従来に比し容易に、訴訟による紛争解決を求めることが可能となった。この点で、「利用しやすい民事訴訟手続」という目標に、一歩近づいたと言える。

3. 企業への影響

企業にとってもっとも脅威となるのは、証拠収集手続の拡大である。従来、文書提出命令が出される場合は限定的であった。しかし、改正法では文書提出義務が一般義務となり、さらに当事者照会制度が新設されたことで、企業が文書の公開を求められる場面は増えると見込まれる。

最も争いが多くなるとみられるのが「自己使用文書」の範囲である。自己使用文書はこれまで

提出義務を免れるとされてきたが、その範囲については過去の判例をみても変遷があり、明確には定まっていない。稟議書でも、もっぱら社内で使用されるものは自己使用文書となるが、外部に公開することを前提として作成されたものは自己使用文書とならないという考え方もある。どの文書が提出を拒めないかは現時点で明定することは難しく、とりあえずは内部文書に関する規定を整備し、文書の管理体制を整えることが、訴訟対策として有効であろう。

また、選定当事者制度の導入により、米国のクラス・アクションに類似した集団訴訟が提起しやすくなることも、企業にとっては重大な変化である。さらに、少額訴訟手続の導入もあり、企業が訴訟に巻き込まれる可能性は確実に高まる。

4．消費者への影響

手続的には、証拠収集手続の拡充や、少額訴訟制度の新設、選定当事者訴訟制度の改正により、法的紛争解決へのアクセスが増え、あるいは容易になったといえる。とくに、証拠収集手続の拡充により、PL訴訟などにおいて企業側に偏在する証拠の入手が従来に比べ容易になり、今回の民訴法改正を契機にPL訴訟が増加する可能性も強い。

しかし、その一方で、消費者に代表される弱者が勝訴するのは、依然として困難である、あるいはますます困難になるとの見方もある。

企業対消費者の紛争について考えてみると、まず、企業では通常、営業の記録や経理書類等各種の書類を整理・保管している。また、海外での訴訟に備えて、社内文書の整備や保管についてのルールづくりの必要性が従前より指摘されていることから、証拠となる資料を系統立てて作成・保管する企業も増えている。一方、消費者は通常、後日の紛争に備えて証拠を保管するという行動はとらず、何らかの紛争が生じた際の証拠は相手方に頼らざるを得ない。消費者の証拠収集が容易になってはいるが、依然として消費者が証拠に関して手探りの状態であることには変わらないこともあり、訴訟においては情報の不均衡が消費者に不利に働くだらう。

また、訴訟審理が迅速になり、弁護士の訴訟技術や複数の弁護士の連携が求められるようになる

ため、短時間での入念な準備が要求され、この点でも、訴訟に慣れた企業が消費者に比して有利な立場となる。このように、いくつかの点で、改正が消費者にとって不利なものとなる懸念も指摘されている。

．残された課題

1．行政文書の取り扱い

前述の通り、今回の改正では行政文書は文書提出義務の一般義務化からはずされた。これは、行政訴訟もやはり情報の遍在が構造的に起こる分野であるという観点からは、望ましい結論とはいいいがたい。とくに、H I V訴訟でみられた官庁による組織的な証拠隠滅が国民の不信感を招き、行政資料の公開の必要性が以前にもまして強く認識されている。

行政文書の公開は、三権分立との関連で慎重な検討が必要な事項ではあるが、民間の企業や私人と取り扱いを異にする合理的な根拠は乏しい。消費者対大組織という訴訟の類型で、国などが被告になった場合のみ消費者の利益が不当に損なわれることのないよう、早急な検討が望まれる。

2．検討の継続

今回の改正で、「検討事項」のすべてを結論づけることは、改正の審議に遅延をもたらし、結局は法案自体を挫折に導きかねなかったという事情から、いくつかの積み残しが生じたことはやむを得ないといえよう。しかし、当初の「検討事項」や「要綱試案」で指摘がありながら、最終的に結論にいたらず今回の改正に反映されなかった事項については、今後も検討を続けていくことが必要である。

3．国際民事訴訟法

民事訴訟法改正の時代的要請の一つとして、国際化に対応するための国際民事訴訟手続の整備があげられる。今回の改正作業では、当初国際民事訴訟の規定整備が一つの大きな柱とされていたが、法案となった段階ではほとんどの規定が姿を消し、現行法上規定が存在しており、その解釈も確立し

ている外国判決の承認について、文言の修正を行うにとどまった。

国際民事訴訟の実務に関する議論はいまだ十分に尽くされていない部分も多く、判決や学説が対立しており、現時点で明確な規定を設けることは困難であったため、今回の改正がわずかなものにとどまったことはやむを得ないといえる。今後の議論の発展を待ち、改めて検討する必要がある。

< 参考文献 >

中野貞一郎著「解説 新民事訴訟法」(有斐閣)

1997年

小林秀之編著「新民事訴訟法の解説」(新日本法規)

1997年

小林秀之編著「新民事訴訟法の要点」(新日本法規)

1996年

松井秀樹「新民事訴訟法における文書提出命令と

企業秘密」(N.B.L.No.604、605)1996年

大羽宏一・林田学著「PLと改正民事訴訟法」

(日本経済新聞社)1997年